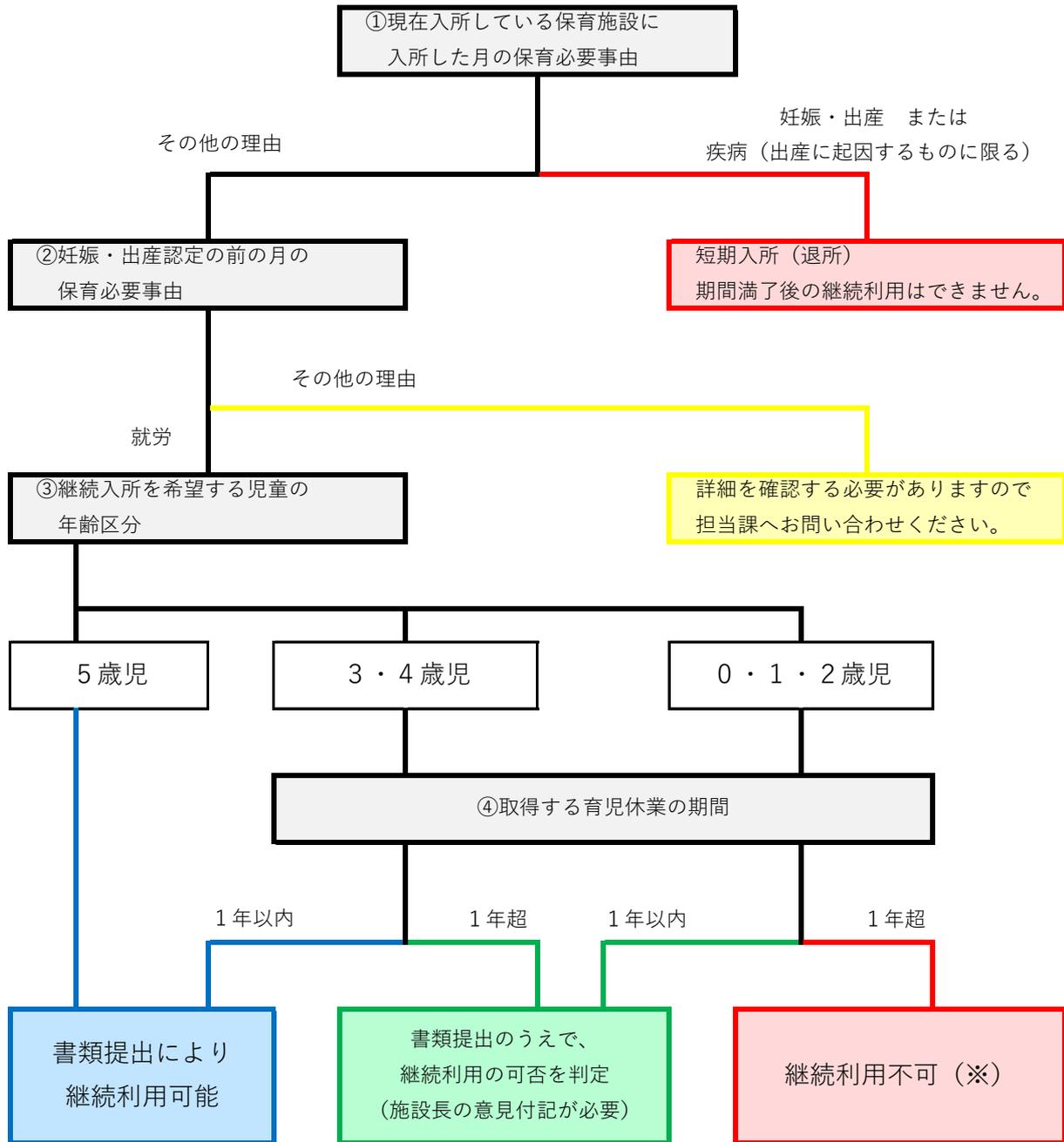


育児休業中の保育継続利用の可否について（簡易フローチャート）



- ①～④についての留意事項
- ①・「妊娠・出産」を事由として入所を開始した短期入所の児童については、育児休業中の保育継続利用は認めません。
 - ③・年齢区分は、育児休業取得対象児童の出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する年度の4月1日時点の年齢で判断します。
 - ④・産後休暇（出産後8週間）の期間は含みません。
 - ・育児休業を延長・再取得する場合は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日を基準日として休業期間を算定し、保育継続利用の可否を判定します。

※入所不承諾により、育児休業を延長した場合の継続利用について

育児休業取得の対象となった児童について、保育施設への入所申込みの結果、入所不承諾となったため育児休業を延長する場合、延長後の育児休業の期間が1年を超える月以降は、毎月保育所入所を申し込む必要があります。